

【タイトル】

エチオピア入国時のサル痘に関するオンライン申告制度について

【ポイント】

- ・ 6月30日から、エチオピア入国時のサル痘に関するオンライン申告制度が開始。
- ・ 出発前24時間以内にオンラインで申告の上、QRコードを取得し、到着時に提示してください。

【本文】

1. 航空各社によると、6月30日から、エチオピア公衆衛生研究所 (EPHI) の要請により、トランジットを含むアディスアベバ・ボレ国際空港に到着する全ての乗客は、エチオピアへの出発前に、21日以内の滞在国等をオンラインで申告し、QRコード付きの申告証明書を取得の上、到着時に提示することが求められることとなりました。

●エチオピア航空 HP

[https://www.ethiopianairlines.com/aa/travel-updates/updates-on-covid-19\(coronavirus\)](https://www.ethiopianairlines.com/aa/travel-updates/updates-on-covid-19(coronavirus))

●エミレーツ航空 HP

<https://www.emirates.com/english/help/covid-19/travel-requirements-by-destination/?target=ethiopia>

2. QRコード付き申告証明書の取得手順

(1) 以下のリンクから、登録フォームに必要事項を入力してください。

<https://forms.gle/zpDUEyHzEByyQw4A8>

(2) 指示に従い、電子メールアドレス、氏名・国籍・旅券番号等などの人定事項、21日以内に滞在した国名、サル痘感染者との接触の有無、健康状態等を入力し、全ての必要事項の入力が完了したら、回答を送信してください。

(3) 登録した電子メールアドレスに、QRコード付きの申告証明書が送信されますので、証明書を印刷するかスマートフォンなどの端末に保存の上、ボレ国際空港到着時、空港係員の求めに応じて提示してください。

3. 補足事項

当館からエチオピア公衆衛生研究所 (EPHI) に確認したところ、本制度は、年齢を問わず全ての乗客が対象となり、また、オンライン申告の時期は、出発前24時間以内となります。以上

【在エチオピア日本国大使館】

代表電話：011-667-1166

《緊急連絡先》

警備領事班

0911-200-721（高橋） ei.ji.takahashi@mofa.go.jp

0911-216-773（吉田） shoichi.yoshida-2@mofa.go.jp

※このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下の URL から変更・停止の手続きをしてください。

（変更） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

（停止） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を電子届出システム（ORR ネット）から提出した方で帰国又は当館管轄外に移転した方は、以下の URL で帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>